

第2次阿久根市学校規模適正化基本方針

未来へつむぐ
よりよい教育環境をめざして

令和3年5月

阿久根市教育委員会

○ はじめに

近年、人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化・情報化の進展など、我が国の社会情勢はますます複雑化・多様化しており、こうした社会の変化は、全ての子供たちの生き方に影響するものになっています。

私は、変化の激しい予測困難な時代にあってこそ、子供たちには、一人一人がもつ豊かな感性や個性を生かし、変化に対し主体的に関わっていくことで、将来社会で活躍できるようその資質と能力を最大限に伸ばしてほしいと切に願っています。

本市では、これまで、児童生徒数が減少する中、よりよい教育環境づくりをめざすため、学校規模適正化協議会を設け、平成17年度から3年間協議等を行いました。

しかし、これまでの間、更に学校の小規模化が進行するとともに、新学習指導要領においては、対話や議論を通じて考えを深めたり、試行錯誤しながら問題を発見・解決したりするなどの「生きる力」を育んでいく方向性が示されるなど、教育を取り巻く環境も大きく変化してきています。

このような状況を踏まえ、教育環境の向上を最優先とする観点から、本市の学校規模適正化の基本方針を策定するため、平成29年度に、再度、学校規模適正化協議会を設け、子供たちが資質と能力を伸ばすことができる学校規模適正化の方向性等について協議を行っていだだくとともに、令和2年3月に、「阿久根市立小・中学校の学校規模適正化・適正配置に関する提言」として取りまとめていただきました。

市教育委員会として、協議会の提言を踏まえ、このたび、「阿久根市学校規模適正化基本方針」を策定したところです。

今後、本基本方針の実現に向けては、各学校や地域の実情等を踏まえつつ、保護者や関係者等に説明を行うとともに、十分に協議・調整を行い、「未来へつむぐよりよい教育環境づくり」のための取組を進めてまいりたいと考えています。

結びに、本基本方針の策定に当たり、貴重な提言をいただきました阿久根市学校規模適正化協議会の皆様に心から御礼を申し上げますとともに、本基本方針の実現に向けて、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

阿久根市教育委員会
教育長 中野 正弘

目 次

1 策定の趣旨	1
2 対象期間	1
3 学校を取り巻く状況	2
(1) 人口の推移と見通し	2
(2) 児童生徒数と学校数の推移	2
(3) 1校当たりの児童生徒数の比較	3
(4) 児童生徒数の見通し	4
(5) 国の動向	4
4 学校の小規模化の影響及び学校規模適正化の効果	7
(1) 学校の小規模化の影響	7
(2) 学校規模適正化で見込まれる効果	8
5 阿久根市における適正な学校規模	9
(1) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引	9
(2) 本市の小・中学校における規模の分布	9
(3) 本市における適正な規模の考え方	9
(4) 本市における適正な学校規模	10
6 学校規模適正化の基本的な考え方	11
(1) 適正化を検討する範囲を定める趣旨	11
(2) 本市の学校規模適正化の基本理念	11
(3) 適正化を進めるための基準等	11
7 学校規模適正化に伴う通学支援の在り方	13
(1) 通学支援の基本的な考え方	13
(2) 通学支援の方策	13
8 学校の活性化及び教育内容の充実に向けた方策	14
9 適正化の方向性	15
(1) 基本的な方向性	15
(2) 特色ある教育の推進	16
10 本基本方針の実現に向けて	16

1 策定の趣旨

市教育委員会では、児童生徒数の減少により、学習活動に支障が生じている状況（以下「学校の小規模化」という。）が進行していることから、平成17年度から3年間、学校規模適正化協議会を設け、よりよい教育環境づくりをめざし協議等を行いました。

しかし、これまでの間、更に学校の小規模化が進行するとともに、新学習指導要領においては、グローバル化や情報化の進展など、変化の激しい社会に対応するために、対話や議論を通じて考えを深めたり、試行錯誤しながら問題を発見・解決したりするなどの「生きる力」を育んでいく方向性が示されるなど、教育を取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような中、市教育委員会では、平成28年3月に、教育施策の根本となる計画である「阿久根市教育振興基本計画」を策定し、基本理念「郷土の教育的伝統や風土を生かした全人教育・生涯学習の推進」の実現に向け、子供たち一人一人の資質と能力を最大限に伸ばし、まちや地域への誇りと愛着をもち、社会の中で活躍する人材を育む教育に取り組んでいるところです。

このような状況を踏まえ、教育環境の向上を最優先とする観点から、市教育委員会では、学校規模適正化の基本方針を策定するため、平成29年度に、再度、学校規模適正化協議会を設け、子供たちが資質と能力を伸ばすことができる学校規模適正化の方向性等について協議を行っていだだくとともに、令和2年3月に、「阿久根市立小・中学校の学校規模適正化・適正配置に関する提言」として取りまとめていただきました。

本基本方針は、この提言を基本に、児童生徒の確かな学力や社会の中で活躍する力を身に付けるために必要な教育環境づくりを最優先に考え、「未来へつむぐよりよい教育環境づくり」に向けた市教育委員会としての方向性を示すものです。

なお、本基本方針は、地域の特性を踏まえた学校規模適正化や教育内容の充実、学校の活性化等について、保護者や地域の方々等と検討を進める上での方向性や考え方を提示するものであることから、保護者や地域の方々等に方向性やその具体的方法等について説明するとともに、十分な協議・調整等を行い、本基本方針の実現をめざします。

2 対象期間

本基本方針の対象期間は、おおむね令和2年度から令和6年度の5年間とします。

3 学校を取り巻く状況

(1) 人口の推移と見通し

本市の人口は、今後も減少傾向が続き、阿久根市人口ビジョンにおける人口目標では、令和42年（2060年）には10,800人になると推計されており、令和22年（2040年）の15歳未満の人口は、令和2年（2020年）から約3割減少すると推計されています。

一方、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和42年の人口は6,623人に、令和22年の15歳未満の人口は、令和2年から約5割減少すると推計されています。

区分	阿久根市まちづくりビジョン				国立社会保障・人口問題研究所			
	15歳 未満	15歳 ～64歳	65歳 以上	人口	15歳 未満	15歳 ～64歳	65歳 以上	人口
令和2年	1,989	9,124	8,145	19,257	1,987	9,124	8,145	19,256
令和7年	1,743	7,881	7,865	17,489	1,694	7,747	7,859	17,301
令和12年	1,570	6,959	7,455	15,984	1,419	6,598	7,436	15,453
令和17年	1,493	6,279	6,923	14,694	1,192	5,643	6,898	13,733
令和22年	1,473	5,734	6,351	13,559	1,008	4,747	6,352	12,107
令和27年	1,453	5,414	5,685	12,553	839	4,019	5,672	10,530
令和32年	1,466	5,230	5,036	11,732	695	3,364	5,011	9,070
令和37年	1,498	5,245	4,397	11,140	579	2,832	4,353	7,765
令和42年	1,570	5,390	3,841	10,801	488	2,368	3,767	6,623

(2) 児童生徒数と学校数の推移

ア 児童生徒数

本市における小・中学校の児童生徒数は、小学校が昭和35年度の6,452人、中学校が昭和30年度の3,095人をピークとして、令和2年度は、小学校の児童数が875人、中学校の生徒数が438人まで減少しており、今後も、減少傾向が続く見通しとなっています。

イ 学校数

昭和50年当時の本市の小・中学校数は、小学校10校、中学校6校の16校でした。

その後、児童生徒数の減少に伴い、昭和63年度には中学校が4校に、平成18年度には小学校が9校となりました。

令和元年度末には大川中学校が閉校となり、令和2年度の小・中学校は、小学校9校中学校3校の計12校となっています。

(3) 1校当たりの児童生徒数の比較

本市の1校当たりの児童生徒数は、県内19市の平均を大きく下回っており、他市と比べても少ない状況となっています。

この要因の一つとして、市域が広域であることなどから、児童生徒数に対して学校数が多く、小規模な学校が分散していることが考えられます。

※ 令和2年4月6日現在

自治体名	児童数	小学校数	1校当たりの児童数	生徒数	中学校数	1校当たりの生徒数
鹿児島市	33,153	78	425	15,678	38	413
鹿屋市	6,402	23	278	3,088	12	257
枕崎市	914	4	229	446	4	112
阿久根市	875	9	97	438	3	146
出水市	2,919	13	225	1,392	6	232
指宿市	2,009	12	167	973	5	195
西之表市	791	10	79	384	1	384
垂水市	569	8	71	274	1	274
薩摩川内市	5,402	26	208	2,546	11	231
日置市	2,557	15	170	1,375	7	196
曾於市	1,606	20	80	818	3	273
霧島市	7,465	35	213	3,500	13	269
いちき串木野市	1,356	9	151	645	5	129
南さつま市	1,447	11	132	713	4	178
志布志市	1,807	16	113	800	5	160
奄美市	2,488	21	118	1,191	12	99
南九州市	1,466	18	81	786	3	262
伊佐市	1,150	14	82	495	2	248
姶良市	4,687	17	276	2,244	5	449
平均	-	-	220	-	-	270

(4) 児童生徒数の見通し

児童生徒数について、平成28年度及び令和2年度の実数並びに、令和6年度の見込みは、次のとおりです。特に、小規模校において、減少傾向が見込まれます。

ア 小学校

令和2年4月6日現在

年度等 学校名	平成28年度 (2016年)		令和2年度 (2020年)		令和6年度 (2024年)	
	児童数	学級数(特支)	児童数	学級数(特支)	児童数	学級数(特支)
阿久根小	480	16(2)	451	14(11)	452	15(11)
大川小	19	※3	21	※3(2)	20	※3(2)
西目小	52	※5	61	6	33	※4
山下小	56	※5	37	※4	24	※3
鶴川内小	29	※3(1)	16	※3(1)	15	※3(1)
田代小	12	※3	7	※3(1)	1	※1
折多小	80	6(1)	86	6(2)	71	6(2)
尾崎小	13	※3	10	※3(1)	5	※2(1)
脇本小	191	6(2)	186	6(4)	185	7(4)

イ 中学校

年度等 学校名	平成28年度 (2016年)		令和2年度 (2020年)		令和6年度 (2024年)	
	生徒数	学級数(特支)	生徒数	学級数(特支)	生徒数	学級数(特支)
阿久根中	295	9(2)	278	9(2)	302	9(2)
大川中	14	※2(2)				
鶴川内中	54	3(1)	37	3(2)	15	3(2)
三笠中	135	6(2)	123	5(1)	124	5(1)

() 内の学級数は特別支援学級の別掲
学級数の※は複式学級など

(5) 国の動向

国においては、少子化等の進行等を踏まえ、平成27年1月に文部科学省において、「公立小学校・中学校の適正規模・適正措置等に関する手引」(以下「国の手引」という。)が作成され、各学校設置者が地域の実情に応じた学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討するための基本的方向性や留意点等が示されました。

適正な学校規模の考え方について、国の法令や国の手引では、次のとおりとしています。

ア 適正な学校規模の考え方

(ア) 国の法令

○ 学校教育法施行規則

小学校、中学校ともに、12～18学級を標準としています。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

- ・ 12～18学級を適正な学校規模としています。
- ・ 学校を統合する場合は、12～24学級までを適正な学校規模としています。

(イ) 国の手引

○ 小学校

- ・ 複式学級を解消するため、少なくとも1学年1学級以上であることが必要であるとしています。
- ・ クラス替えや同学年に複数の教員を配置する必要性等から、1学年2学級以上（12学級以上）が望ましいとしています。

○ 中学校

- ・ クラス替え等を可能とするため、1学年2学級以上であることが必要であるとしています。
- ・ 免許外の指導をなくすためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとしています。

※ 国の手引における学校規模の標準を下回る場合の対応の目安（抜粋）

	学校規模	対応の目安
小学校	1～5学級 (複式学級が存在する規模)	教育上の課題が極めて大きいことから、学校統合等により、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
	6学級 (クラス替えができない規模)	教育上の課題があり、学校全体及び各学年の児童数も勘案し、児童数が少ない場合は特に課題が大きいことから、学校統合等により、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
	7～8学級 (全学年ではクラス替えができない規模)	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め、今後の教育環境の在り方を検討する必要がある。

中 学 校	1～2学級 (複式学級が存在する規模)	教育上の課題が極めて大きいことから、学校統合等により、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
	3学級 (クラス替えができない場合)	教育上の課題があり、学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、生徒数が少ない場合は特に課題が大きいことから、学校統合等により、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
	4～5学級 (全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模)	学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め、今後の教育環境の在り方を検討する必要がある。

4 学校の小規模化の影響及び学校規模適正化の効果

学校の小規模化が進行する中で、その影響等について整理し、児童生徒が確かな学力や社会で活躍する力を身に付けていくための必要な教育環境づくりに向けた対応策を講ずることが必要です。

(1) 学校の小規模化の影響

ア 学習面

- 集団の中で多様な考え方につれたり、切磋琢磨したりする機会が少なくなります。
- グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習形態での学習が実施しにくくなります。
- 複式学級の授業では、教員が直接指導等に当たる時間は、通常の約半分となります。
教員から直接指導がなされない時間帯については、子供たちだけでガイド学習を行うことになることから、通常の授業に比べて学習の定着等が十分になされない場合があります。
- 小学校では、理科や音楽などの専科教員による指導を受けられない場合があります。
また、中学校では、教科によって専門の教員による指導が受けられない場合があります。
- 体育の球技や音楽の合唱・合奏のような、集団での学習活動に制約が生じやすくなります。
- 運動会（体育大会）、学習発表会（文化祭）、遠足、修学旅行等の学校行事で、集団ならではの躍動感等を感じにくかったり、集団の中で社会性を育む場面が少なかったりして、十分な教育効果が得られない場合があります。

イ 生活面

- クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定化する傾向があります。
- 小学校のクラブ活動や中学校の部活動では数が限られることから、希望するクラブ活動や部活動が開設できなかったり、選択できなかったりする場合があります。
- 1学年1学級の場合、同じ学年の中で共に努力してよりよい学級集団をめざすといった学級間の相互啓発が難しくなります。
- 学級内の男女の比率が、極端に偏る場合があります。

ウ 学校運営面

- 教職員数が少ないため、年齢構成や経験等、バランスの取れた教職員の配置が難しい場合があります。
- 学年の担当や教科の担当が1人しかいない場合、同学年や教科ごとの教員同士による学習指導や、生徒指導等についての相談や協力等が難しくなります。また、教員相互の実践研究等が深まりにくくなります。

- 教員一人が担当する校務分掌の数が多くなり、負担が大きくなります。
- 教員が出張や研修等で校外に出かける場合、他の教員が代わりに授業を行うことが難しい場合があります。

エ その他

P T A活動等における保護者の負担が大きくなる傾向があります。

(2) 学校規模適正化で見込まれる効果

ア 学校の小規模化は、上述のとおり多様な課題があり、学校規模の適正化を図ることにより、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る上で必要なグループワーク、集団による討論等や習熟度別学習などの学習が可能になることから、学力の一層の向上が期待されます。

イ 集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨する中で、向上心や社会性、コミュニケーション能力などを育むことにより、児童生徒一人一人の資質と能力を伸ばし、社会で活躍する力を身に付けることができると考えられます。

5 阿久根市における適正な学校規模

(1) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

ア 小学校

少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要であり、1学年2学級以上（12学級以上）であることが望ましいとしています。

イ 中学校

少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）であることが必要であり、9学級以上であることが望ましいとしています。

ウ この上で、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来設計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められるとし、学校規模適正化の検討に当たっては、各市町村が地域の実情に応じたきめ細かな分布に基づいて行うべきであるとしています。

(2) 本市の小・中学校における規模の分布

ア 学校教育法施行規則で標準とされている12～18学級の範囲には、阿久根小学校のみの1校が分布しています。

イ 学校を統合する場合の適正な学校規模としている12～24学級の範囲には、阿久根小学校のみの1校が分布しています。

(3) 本市における適正な規模の考え方

上述のとおり、本市においては、12～24学級の範囲に阿久根小学校の1校しか分布していないという実態があることから、本市として適正な規模について考える必要があります。

ア 小学校

12学級以上の学校規模であれば、全学年でクラス替えができる学校規模になることから、国の法令や国の手引に沿った標準を、本市の小学校にも当てはめることが適当であると考えます。

イ 中学校

9学級以上の学校規模であれば、全学年でクラス替えができ、同学年の教員の複数配置や免許外教科指導の解消が可能であること、部活動で一定の数が確保できること等の理由により、国の手引に沿った標準を、本市の中学校にも当てはめることが適当であると考えます。

(4) 本市における適正な学校規模

国の法令や国の手引を参考にしつつ、本市の実態と学校規模によってどのような課題があるかを総合的に判断し、学校としてよりよく教育効果が発揮できる規模を「本市における適正な学校規模」として提示すると、次のようになります。

<本市における適正な学校規模>

- 小学校 12学級（各学年2学級）～24学級（各学年4学級）
- 中学校 9学級（各学年3学級）～24学級（各学年8学級）

6 学校規模適正化の基本的な考え方

(1) 適正化を検討する範囲を定める趣旨

- ア 前章で、「本市における適正な学校規模」について示しましたが、各学校によって、現況、今後の児童生徒数の推移、保護者の願い、地域の方々の要望等が異なることから、これらの状況を十分に把握するとともに、慎重に検討していく必要があります。
- イ このような状況を考慮しつつ、学校規模に起因する教育課題の解決に向けた検討を進めていくとともに、将来にわたって各学校がよりよい教育環境を維持し、安定した教育活動が行われるような学校の在り方を検討していくことが大切です。

(2) 本市の学校規模適正化の基本理念

本市の学校規模適正化を進めていく上での基本理念として、次のように提示します。

- ア 学校は子供たちの教育の場であり、子供たちが社会の中でよりよく生きていけるようにするためにあります。
- イ 将来を担う子供たちに、最良の教育条件を整えます。
- ウ 公教育における平等性を保障できる学校規模を維持します。

(3) 適正化を進めるための基準等

ア 適正化について検討を進めていく視点等

- 複式学級は、児童のみで学習を進める時間があることから、学習内容の深まり等が十分になされにくくなるとともに、集団生活で社会性を養う場面が少なくなるなど、小規模校に起因する課題が顕著となります。
このことから、小学校 6 学級（各学年 1 学級）以上、中学校 3 学級（各学年 1 学級）以上の学校規模が必要です。
- 人間関係や相互の評価を固定化させることができないよう、全ての学年でクラス替えができる、小学校 1・2 学級（各学年 2 学級）以上、中学校 6 学級（各学年 2 学級）以上の学校規模が必要です。
- 小学校のクラブ活動や中学校の部活動等においては、十分な選択肢を設けるために、小学校 1・2 学級（各学年 2 学級）以上、中学校 9 学級（各学年 3 学級）以上の学校規模が必要です。
- 小学校においては、各学年に複数の教員を配置し、教職員相互の協力・支援体制が確保できたり、実践研究が深められたりすることができるよう、1・2 学級（各学年 2 学級）以上の学校規模が必要です。
- 中学校においては、全ての教科において、担当教科の免許状を所有した教員を配置できるよう、9 学級（各学年 3 学級）以上の学校規模が必要です。

イ 適正配置を進めるための基準

上述のような視点を総合的に判断し、適正化について検討を進めていく学校規模の範囲を次のように設定します。

○ 小学校

複式学級が 2 年以上続くことが想定される学校

○ 中学校

6 学級以下が 2 年以上続くことが想定される学校

7 学校規模適正化に伴う通学支援の在り方

学校の統合による学校規模適正化の実施に伴い、通学経路や通学距離、通学時間、通学手段等の通学条件が変更となることが想定されます。

このため、児童生徒の負担や安全に配慮するとともに、地域間の公平性等にも配慮し、通学支援の基本的な考え方を次のとおりとします。

(1) 通学支援の基本的な考え方

国の法令や国の手引を参考に、本市における公立小・中学校の適正な配置を考える上で、適正な通学距離、公共交通機関等を利用する場合の通学時間を次のとおり設定し、この距離を超える児童生徒に対しては、通学支援を行うこととします。

<本市における適正配置の基準>

	通 学 距 離	通 学 時 間
小学校	おおむね4キロメートル以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6キロメートル以内	おおむね1時間以内

(2) 通学支援の方策

ア 適正な通学距離を超える場合の通学支援の方策については、公共交通の利用を優先することとします。また、公共交通を利用した通学ができない場合には、タクシー等による支援を行うこととします。

(ア) 公共交通利用者への支援

児童生徒の通学距離が、小学校でおおむね4km、中学校でおおむね6kmを超える場合で、公共交通を利用した通学が可能である場合については、運賃に対する支援を行います。

(イ) スクールバス等の運行による支援

児童生徒の通学距離が、小学校でおおむね4km、中学校でおおむね6kmを超える場合で、公共交通を利用した通学ができない場合については、タクシー等の運行による通学への支援を行います。

イ 義務教育であること等を踏まえ、学校規模適正化により、保護者の経済的負担が増えないよう配慮します。

(3) 上記(1)及び(2)に関し、統・廃合の対象としている小規模の学校（大川小、西目小、山下小、鶴川内小、田代小、尾崎小、鶴川内中）について、新しい学校への通学距離が4km以内の児童生徒についても通学支援を行うこととします。

8 学校の活性化及び教育内容の充実に向けた方策

学校規模の適正化の検討と併せて、必要に応じて、学校の活性化や教育内容の充実等に向けた方策の導入や実施について検討することとします。

阿久根市学校規模適正化協議会からの提言においては、例として、次の5つの方策が示されました。今後、これらを含めた諸方策の導入について検討を行い、本市の実情に応じた教育の一層の充実を図ることとします。

＜阿久根市学校規模適正化協議会からの提言＞

(1) 本市独自の特色ある教育の導入・推進

学校の規模適正化・適正配置は、よりよい教育環境を実現することによって教育課題を解決し、人間性豊かでたくましい子供を育成していくために行うものです。

のことから、次のような本市独自の特色ある教育を導入・推進することが必要です。

- ア 少人数教育の充実を図る上での教員の配置
- イ 不登校の児童生徒の支援に係る職員の配置
- ウ ネイティブ英語講師の配置
- エ キャリア教育の充実
- オ I C T教育の充実に係る業務支援等を行う専門講師の配置

(2) 小中一貫教育の検討

ア 子供は、学校で集団生活を送る中から、仲間づくりや人間関係づくりを学んだり、社会性を身に付けたりしていきますが、そのためには、一定の児童生徒数を維持していくことが必要です。

イ そこで、過小規模校や小規模校だけではなく、現時点では適正規模校であっても、小中一貫型小学校・中学校等の導入を検討していくことを、本協議会として提案します。

ウ 小学校と中学校の連携には、中学校に入学した際に環境の変化に適応できずに不登校やいじめが増加する、いわゆる「中1ギャップ」を解消するという効果が考えられます。

エ このことに加えて、本協議会では、小学生と中学生の交流、多様な考え方の中での磨き合い、教科担任制による学力向上、多くの教職員による子供の把握といった、人（子供、教職員）が集まることによる教育効果を積極的に取り入れ、よりよい教育環境を実現することが必要であると考えます。

オ さらに、教員相互の交流の活性化、指導力の向上などの学校運営面での充実も期待します。

9 適正化の方向性

学校規模の適正化の実施に当たっては、保護者や地域の方々と十分に協議して進めることが重要であることから、保護者等と協議を行う上での基本となる方向性について、次のように示します。

(1) 基本的な方向性

ア 小学校3校、中学校2校、計5校 → 令和6年（2024年）度を目指す。

◎ 小学校 3校（新小学校、折多小学校、脇本小学校）

- 新小学校 ⇒ 阿久根小、大川小、西目小、山下小、鶴川内小、田代小、尾崎小を統合し、新しい小学校とする。
- 校舎については、阿久根小学校を活用し、長寿命化計画を基に改修等を行う。
- 令和6年4月の統・廃合に係る対象校について、学校によって保護者や地域住民の考え方や意見も異なることから、個々の学校の状況等に応じて進めていくことについても検討する。
- このことについては、令和3年11月までに判断し、12月に開催予定の説明・意見交換会で説明を行う。

◎ 中学校 2校（新中学校、三笠中学校）

- 新中学校 ⇒ 阿久根中、鶴川内中を統合し、新しい中学校とする。
- 校舎については、現在の阿久根中学校の校舎の長寿命化改修を実施する。

※ 脇本小学校、折多小学校、三笠中学校

⇒ 小・中一貫教育校（連携型）とし、将来的には、義務教育学校へ移行する。

（主な理由等）

○ 小学校

- ・ 大川小、西目小、山下小、鶴川内小、田代小、尾崎小については、今後も、児童数が減少傾向にあり、複式学級が解消できる見込みがないことから、規模の適正化を図る必要がある。
- ・ 阿久根小、大川小、西目小については、特に校舎の老朽化が進んでいることから、「市学校施設等長寿命化計画」により、令和2年度以降、おおむね10年間で改修工事を行う計画であり、それ以外の学校についても、その後改修が必要となる。しかしながら、上述の方向で統合を推進する場合、改修に係る予算については、特色ある教育の推進などの「ひとつづくり」や校舎の新設等に活用することができる。

○ 中学校

- ・ 鶴川内中については、今後も、生徒数が減少傾向にあり、教科によっては、正免許所有者による授業が実施できないことから、9教科全てで、正免許所有

者による授業が実施できるようにするため、規模の適正化を図る必要がある。

イ 通学の弾力化

(ア) 令和6年4月の統・廃合に係る対象校の児童生徒について、令和4年度から2年間、近隣の小学校及び新小・中学校へ移行する予定の学校（阿久根小学校及び阿久根中学校）への通学を認める。

なお、送迎等は保護者対応とする。

(イ) 折多小から鶴川内中学校へ進学する児童について、統・廃合後は、原則として、阿久根中学校へ進学することとする。

ただし、三笠中学校へ進学を希望する児童についても許可する。その場合、送迎等は保護者対応とする。

ウ 特認校制度の在り方

現在、特認校制度を導入している学校については、統・廃合が実施されるまでの間、継続して制度を適用する。

また、統・廃合を実施した後は、存続する学校において特認校制度を適用する。

エ 基本方針に係る学級編成の児童生徒数の考え方

学級編成に当たっての児童生徒数については、令和3年度以降は校区内の児童生徒数で算定し、複式学級になった学校について基本方針の基準を適用する。

(2) 特色ある教育の推進

統合によって生み出される維持管理費の一部を活用して、次のような手立てを講じ、教育活動等の充実を図る。

- 少人数指導の充実（各小・中学校へ、市雇用の職員を配置）
- 外国語教育の充実（各小・中学校へ、ネイティブ英語講師を配置）
- 不登校児童生徒への指導・支援（各小・中学校へ職員を配置）
- キャリア教育の充実
- 情報教育の充実（ＩＣＴ専門の外部講師等を配置）

10 本基本方針の実現に向けて

本基本方針は、子供たち一人一人の資質と能力を最大限に伸ばしていくために必要な教育環境の向上を最優先とする観点から、学校や地域において、地域の特性を踏まえた学校規模適正化の検討を進めるための方向性や考え方を示すものです。

このことから、本基本方針の実現に向けては、対象となった学校や地域の特性や実情等を踏まえた学校規模適正化の方策や、学校の活性化及び教育内容の充実に向けた方策の具体的な方法等について、保護者や地域の方々に説明するとともに、十分な協議等を行いながら進めてまいります。